



平成 30 年 5 月 14 日

各位

会社名 プリマム株式会社
代表者名 代表取締役社長 松井 鉄也
(コード番号 2281 東証第1部)
問合せ先 常務取締役内山高弘
(TEL.03-6386-1800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第 71 回定時株主総会（平成 30 年 6 月 28 日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 提案の理由

①全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、第 2 号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するものであります。

また、同第 2 号議案が原案どおり承認可決された場合には、会社法第182条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日に定款第 6 条に規定する発行可能株式総数は 3 億 5,000 万株から 7,000 万株に変更されたものとみなされることとなります。

なお、以上の変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもってその効力が生じる旨の附則を設け、本附則はその効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

②「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、補欠監査役の予選に関する定款規定（定款第28条第 3 項）の引用する条文の項数が変更されておりますので、当該変更を反映するものであります。

(2) 変更内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 5 条 (条文省略) 第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 億 5,000 万株</u> とする。 第 7 条 (条文省略) (単元株式数) 第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 第 9 条～第 27 条 (条文省略) (監査役の選任) 第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 当社は、 <u>会社法第 329 条第 2 項</u> の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	第 1 条～第 5 条 (現行通り) 第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,000 万株</u> とする。 第 7 条 (現行通り) (単元株式数) 第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 第 9 条～第 27 条 (現行通り) (監査役の選任) 第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 当社は、 <u>会社法第 329 条第 3 項</u> の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することが

<p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(以下条文記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>できる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(以下条文記載省略)</p> <p><u>附則</u> <u>(定款一部変更の効力発生日)</u> <u>第6条及び第8条の変更は、平成30年6月28日開催の第71回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、当該変更の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>
---	---

以上